

13002
登録

「一般照明用 AdvanLED-Lighting」

株式会社S.E.I

長寿命のLED照明



13003
登録

「規格外瓦をリサイクルした敷砂・敷砂利」 (セラミックサンド)

株式会社丸惣

規格外の石州瓦を
リサイクルした
敷砂・敷砂利



13004
登録

「彩り来待」

株式会社丸惣

石州瓦の既成色を
混ぜ葺きし
色調を調整



15001
登録

「ECO 3 PANEL」

株式会社出雲木材市場

県内産木材、間伐材を
使用した直交集成板
(造作材、構造材)



20001
登録

「E's-WOOD (熱処理天然無公害木材)」

株式会社出雲木材市場

窒素加工処理木材

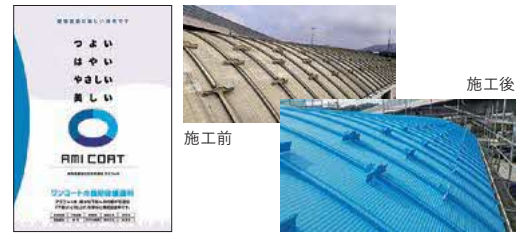


22001
登録

「特殊繊維強化型水性塗料 アミコート」

株式会社まつえペイント

1回塗りの塗材



22002
登録

「石州軽量防災瓦 ウルトラセーフティ・スリム」

株式会社シバオ

強度を維持しつつ
軽量化した瓦

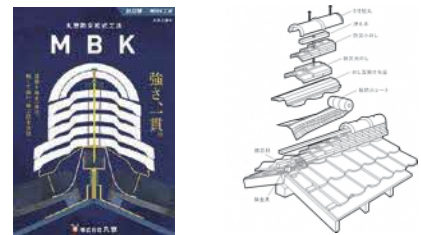


22003
登録

「MBK (丸惣防災乾式工法)」

株式会社丸惣

防災のしを使用した
完全乾式工法の棟

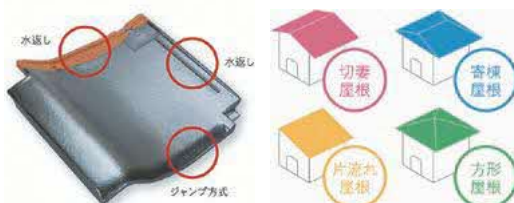


22004
登録

「緩勾配対応瓦 グラスロ」

株式会社丸惣

緩勾配に
対応した瓦

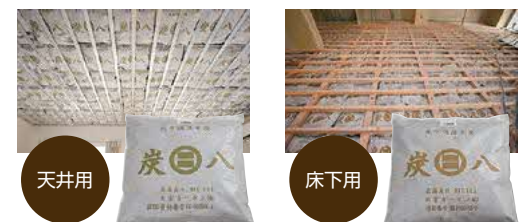


建築
推奨技術

「調湿木炭 炭八」

出雲土建株式会社

床下、天井に
利用する調湿材





しまね・ハツ・ 建設ブランド 登録制度



建築分野



「しまね・ハツ・建設ブランド登録制度」

1. 「しまね・ハツ・建設ブランド（建築分野）」とは

建築工事においては、品質の向上やコストの縮減、環境負荷の軽減を図るため、常に新しい製品や工法等が求められ、県内でも様々な製品や工法等の新技術が開発されています。

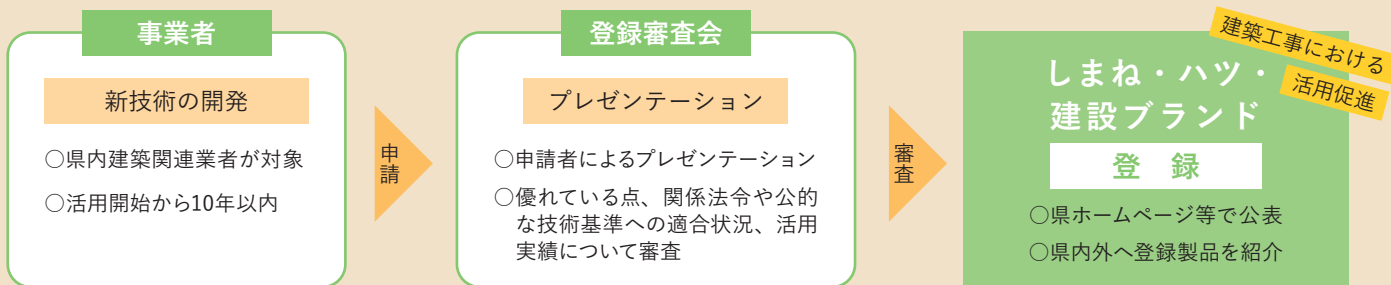
県では、この取り組みを促進するため、県内で開発された建築工事において利用される新技術を「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録し、広く紹介することで活用を促し、全国市場への販売の拡大を支援します。



2. 新技術の登録のしくみ

◆ 新技術 登録のながれ

登録審査会において認められた新技術は、「しまね・ハツ・建設ブランド（建築分野）」として登録します。登録の有効期間は、登録を受けた日から起算して3年後の年度末までとなります。



◆ 申請できる方

次のいずれかに該当する事業者です。

- (1) 県内に本店を置く事業者
- (2) 県内にある製造拠点において、申請される製品を実際に製造している事業者
(県及び県内市町村に納税義務がある事業者に限ります。)

◆ 登録の対象

通常の建築工事で利用される新技術で、次のいずれかの面で優れていると認められるものが対象です。

- 品質の向上
- 安全性の向上
- 環境負荷低減
- コスト縮減
- リサイクル原料使用
- 県内産材料の使用
- その他従来の技術と比較して優れているもの

◆ 登録要件

登録の対象となる新技術は、(1)～(5) 全てに該当する必要があります。

- (1) 新技術[※]であること
※新技術：従来の工法又は製品と比較して、品質若しくは安全性の向上、環境負荷の低減、コスト縮減、リサイクル又は県内産材料の利用の推進等に寄与し、建設工事において活用できる工法又は製品
- (2) 関係法令に適合していること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ①公共建築工事標準仕様書、建築工事標準仕様書（JASS）、日本産業規格若しくはこれらに類する技術基準に適合しているもの
 - ②他の公共機関等で既に評価等を受けているもの
 - ③大学等との共同研究を行っているもの
 - ④上記①～③と同等の品質を有するものとして知事が認めるもの
- (4) 概ね3年以上の活用の実績がある等により、その性能・品質が認められるものであること
- (5) 活用開始から概ね10年を経過しないものであること

を活用してみませんか？

島根から
全国へ

技術ブランドで
目指せ!
ONLY
ONE

◆ 登録申請の方法

《 申請方法 》

次の書類を提出してください。

- ①登録申請書
(別記様式第1号)
- ②「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度技術説明書
- ③申請資格を証明する書類
(定款及び登記簿謄本(法人に限る)、納税証明書等)
- ④前年度の業務及び財産の状況に関する書類
(財務諸表など)
- ⑤パンフレット等
(申請書類の記載内容が確認できる資料)

▼申請様式については、県建築住宅課のホームページからダウンロードしてください。



しまね・ハツ・建設ブランド (建築分野)



《 申請先・お問合せ先 》

島根県 土木部 建築住宅課 住宅企画係
〒690-0887 松江市殿町8番地 県庁南庁舎4階
メール juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp
TEL 0852-22-5226

《 注意事項 》

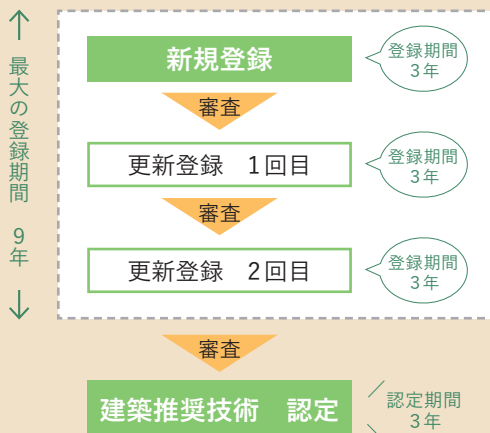
- (1) 申請する新技術に関する知的財産権他、一切の権利に関して県は責任を負いません。他者の知的財産権を侵害する疑いのある場合及び申請内容に誤りがあった場合は、登録期間中においても登録を抹消することがあります。
- (2) 提出のあった申請書類は、原則として返却いたしません。
- (3) 登録された新技術について、登録事業者は登録要件を常に満足するよう管理し、その品質、性能に関して問題が発生したときには責任を持って対応しなければなりません。
- (4) 「しまね・ハツ・建設ブランド」としての登録は、県が発注する公共工事における当該新技術の活用を約束するものではありません。
- (5) 登録内容に変更があった場合は、すみやかに県に届け出てください。

3. 登録後のしくみ

◆ 更新・建築推奨技術 認定のながれ

新技術の登録後、更新申請を行った場合、最大2回の更新登録することが可能です。

また、2回の更新登録を受けた新技術のうち、要件に適合するものを建築推奨技術として認定します。



◆ 「建築推奨技術」認定制度

2回の更新登録を受けた新技術のうち、県内における建築関連産業の活性化や雇用の確保に寄与するものとして、審査会において認められたものを「建築推奨技術」として認定します。

認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して3年後の年度末までとなります。

◆ 「建築推奨技術」認定要件

次の(1)及び(2)に該当する必要があります。

- (1) 登録後、一定の活用実績があること
- (2) 登録後、事故、不具合及びその他トラブル等の発生がないこと又は不具合及びその他トラブル等の発生があった場合、適切に改善されていること